

第4章

佐倉市の取り組み

1 基本施策

第3次地域福祉計画においては、これから目指す地域社会のあり方について、住民が、近隣の身近な人々との協力や支え合い・助け合いを進めていくことの重要性に改めて着目することとなりました。

第3章で提示した、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」、「一人ひとりを認め合える地域」を構築していくためには、地域で暮らす一人ひとりが他人を思いやり、住民自らが地域の課題を自主的に解決していくような地域福祉活動を充実させていくことが重要であると考えます。

3つの地域像「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」、「一人ひとりを認め合える地域」の実現のために、佐倉市は以下の3つを基本施策として進めていきます。

基本施策①：情報の発信・啓発

3つの地域像の実現に向けては、行政が展開している様々な福祉施策について、適切に情報を発信していくことが求められています。

また、住民一人ひとりが、困ったときはお互い様の精神を大切にする意識（互助意識）を高めることにより、近隣との支え合いや助け合い活動が推進され、自治会や地域に存在する様々な団体等の活動の充実は、多くの住民が積極的に参加しようという意識（参加意識）を高めることによって実現されます。そして、一人ひとりの違いや個性を認め合える意識（共生意識）を高めることで、気づき、気づかいを大切にし、お互いを認め合える多様性のある地域になっていくと考えます。

そのためには、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域の課題を自分の課題と考えることが必要です。行政として、地域福祉への関心の向上につながる情報を発信し、市民意識を高め、啓発していくための取り組みを推進します。

取り組み

- 福祉に関する様々な施策について適切に情報を発信します。

- 地域で実践されている活動を周知するなど、地域福祉への関心につながる啓発に努めます。

- 認知症、障害等について、正しい知識の理解と普及に努めます。

基本施策②：担い手の確保

3つの地域像の実現に向けては、地域の様々な活動や団体に参加する担い手の確保が求められています。

現在、国では、少子・高齢化の進展に対し、「地域包括ケアシステム」^(※7)の構築、「子ども・子育て支援新制度」^(※8)の推進等の政策を打ち出しており、佐倉市においても「第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画」、「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それぞれ施策を推進している他、健康増進、障害福祉等の分野についても、個別計画を策定し施策を進めています。

これらの施策はいずれも公的サービスの充実のみならず、地域において活動に取り組む担い手の確保を進めることとしています。これらの施策を推進する中で、地域の活動に関心を持ち、地域福祉活動の活性化に取り組む人材の育成及び確保に向けた取り組みを推進します。

取り組み

○地域福祉活動の担い手の育成、確保を推進します。

○地域で困っている人を支援するサポーター等の育成、確保を推進します。

基本施策③：地域の交流活動・福祉活動の促進

3つの地域像の実現に向けては、地域における様々な地域づくり活動や地域福祉活動等を充実させていくことが求められています。

地域における様々な課題等を適切に解決するためには、各団体が個々の活動を推進するだけでなく、地域の各団体・組織が相互に情報を共有し、合意形成を図り、連携・協力しながら活動を展開していくことが重要です。佐倉市では、小学校区を基準として地域まちづくり協議会の設置を進めていますが、この他にも地域において住民自らが活動し、支え合い、助け合いができるための基盤として、住民が気軽に集まり、交流することができる場や受け皿が今後とも必要です。このような市民活動のできる場や拠点の確保に努めます。また、市民活動の受け皿となる社会福祉関係団体やまちづくり活動に取り組む各種団体等の取り組みを支援し、その活動を促進します。

※7 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみのこと。(厚生労働省ホームページ)

※8 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。(内閣府ホームページ)

取り組み

- 地域の交流活動・福祉活動の場や拠点の確保に努めます。
- まちづくり活動に取り組む各種団体等の活動を支援します。
- 社会福祉関係団体等の地域福祉活動を促進します。

2 成果指標

3つの地域像の実現に向けては、自らの意思に基づいて地域の課題の解決に参加する住民が、地域の様々な取り組みを推進し、また、地域で生活する人々の違いや個性を受け入れられる意識が広まるのが、鍵になると考えます。

従って、第3次地域福祉計画の基本施策①情報の発信・啓発に関する成果指標は、以下の市民意識を測定するものとします。

指標	区分	現状値	目標値	説明
住民同士のつながりを大切にしようと思う意識	継続	59%	65%	市民意識調査において、住民同士のつながりが必要かという問について「そう思う」と回答した割合です。
近所の困りごとに協力しようと思う意識	継続	45%	50%	市民意識調査において、近所からの困りごとに協力するかという問について「そう思う」と回答した割合です。
地域で住民同士の気づかいができていると思う意識	新規	—	—(※)	市民意識調査において、地域で住民同士の気づかいができているかという問について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合です。
地域で交流・ふれあいのできていると思う意識	新規	—	—(※)	市民意識調査において、地域で交流・ふれあいのできているかという問について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合です。

(※) 平成28年度実施予定の市民意識調査の結果を見て、目標値を設定します。

また、基本施策②担い手の確保及び基本施策③地域の交流活動・福祉活動の促進については、個別計画等における取り組みの進捗調査等の結果を参考指標として、計画の進行管理に活用します。

3 計画の進行管理

第3次地域福祉計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、下記の3つの視点からの検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。

視 点		項 目	手 段
1	住民の視点	計画の周知度、市民意識調査の結果、行政・社会福祉関係団体等に対する要望など	市民意識調査、市民活動に対するヒアリング調査など
2	行政の視点	個別計画等における施策の推進	個別計画における進捗調査など
3	社会福祉関係団体の視点	社会福祉法人の地域貢献事業、福祉施設と地域との連携状況など	アンケート調査、ヒアリング調査など

地域づくりって何だろう？

問 地域づくりは誰がするの？

答 支える人も、支えられる人もお互いが喜びを感じながら生活する地域が求められています。高齢者が増え、地域で活躍を期待する若者は減少しています。また、税金の大幅な増加を見込むのは厳しく、こうした状況の中、行政だけで地域を支えていくことは困難になっています。多種多様な住民のニーズに応え、地域のみんが快適に暮らしていくためには、支え合いの精神のもと、住民が地域づくりに参加することが不可欠です。

問 地域づくりには資格や能力が必要ですか？

答 地域づくりに参加するのに、何か特別な資格や能力は必要ありません。どんな人でも好きなこと、得意なことや強みがあるはずですよ。まずは自分が興味のある分野で地域に参加してみてもいいでしょうか？

問 地域づくりって特定の人たちがやっているの？

答 現在、佐倉市の地域づくりには、地域まちづくり協議会、地区社会福祉協議会、自治会・町内会、NPO 法人、ボランティア団体等多くの方々が参加しています。また、これらの団体等に属していなくても、個人で隣近所との支えあい・助け合いを実践している人もいます。こうした活動を行う人々や、地域づくりを行っている団体等に参加する人が増えれば、また、新たに活動を立ち上げる団体等が増えれば、地域の交流活動が活発になり、生きがいや、やりがいを感じる行事やイベントも増えるのではないのでしょうか。

